

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第一百十二条第五項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十七条中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十八条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第四十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十一条第二項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第五十四条第二項第四号中「第四十四条」を「第四十四条第二項」に改め、同項第六号中「第五十二条」を「第五十二条第二項」に改める。

第五十四条の五中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「第五十二条」に、「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第五十八条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第七十条中「第四十三条中」を「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中」に、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」に改める。

第七十七条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第

改める。

第八十八条中「第三十八条」の下に、「第三十八条の二」を加え、「第四十三条中」を「第三十八条の二中」「第三十八条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「」に、「第二十一条を」「第二十一条第一項」に、「同項第四号中」「第四十四条」を「同項第四号中」「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第九十四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第一百十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二百五条中「第三百三十一条」を「第三百三十一条第一項」に改める。

第二百二十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百二十六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百二十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百二十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百二十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。

第三百三十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定

福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条第二項第四号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改め、同項第六号中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に改める。

第四百四十八条中「第三百三十一条中」を「第二百二十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第二百二十九条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十八条」と、第三百三十一条第一項中」に、「第三百六条」を「第三百六条第一項」に、「同項第四号中「第四十一条」を「同項第四号中「第四十一条第二項」に、「第四十一条」と、「同項第五号」を「第四十一条第二項」と、「同項第五号」に、「第三百三十八条」を「第三百三十八条」を「第三百三十八条第二項」に、「同項第六号中「第四十九条」を「同項第六号中「第四十九条第二項」に、「第四十九条」と読み替える」を「第四十九条第二項」と読み替える」に改める。

第五百五十四条第一項中「児童福祉施設（」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条において「障害児入所施設等」という。）並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第五百五十四条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならぬ。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第九条の四に規定する基準の例によることとする。

第六十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第六十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。